

富山県警察被害者支援システム運用要領の制定について（例規通達）

犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）の支援業務を適正かつ確実に実施するため、別添の「富山県警察被害者支援システム運用要領」を制定し、令和4年3月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

富山県警察被害者支援システム運用要領

第1 目的

この要領は、富山県警察被害者支援システム（以下「被害者支援システム」という。）を活用して、被害者等の支援業務の適正かつ確実な実施及び管理の効率化を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

被害者支援システムの運用については、富山県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和6年富山県警察本部訓令第16号。以下「システム訓令」という。）、富山県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成30年富山県警察本部訓令第1号。以下「セキュリティ訓令」という。）、「被害者支援員運用要綱の制定について」（平成12年5月19日付け富務第363号。以下「被害者支援員運用要綱」という。）及び「被害者連絡実施要領の制定について」（平成19年5月15日付け富務第841号。以下「被害者連絡実施要領」という。）並びにこれらに基づく規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところのほか、システム訓令、セキュリティ訓令、被害者支援員運用要綱及び被害者連絡実施要領並びにこれらに基づく規程に定める用語の例による。

1 被害者支援システム

被害者支援及び被害者連絡状況の登録・確認等を行うため、富山県警察情報管理システムとして整備されたものをいう。

2 アクセス

被害者支援システムにデータを入力し、又は被害者支援システムのデータを確認することをいう。

3 アクセス権者

システム総括責任者（富山県警察情報管理システム等運営要領の制定について（令和6年11月1日付け富情第1031号）第3の1に規定するシステム総括責任者をいう。）から被害者支援システムへのアクセスを行う権限を与えられた職員をいう。

第4 運用体制

1 被害者支援システム運用主管課長

(1) 被害者支援システム運用主管課長（以下「運用主管課長」という。）は、警務部警察相談課長をもって充てる。

(2) 運用主管課長は、本業務の運用に関する企画・調整に係る事務及び利用者に対する指導・教養を行うものとする。

2 被害者支援システム管理者

(1) 被害者支援システム管理者（以下「管理者」という。）は、警務部情報管理課長をもって充てる。

(2) 管理者は、被害者支援システムの適正な運用及び維持管理に当たるものとする。

3 被害者支援システム運用管理者

(1) 被害者支援システム運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、被害者支援システムを運用する所属（以下「運用所属」という。）の長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、被害者支援システムの適正かつ円滑な運用に関し、責任を有するものとする。

4 被害者支援システム運用管理補助者

(1) 被害者支援システム運用管理補助者（以下「運用管理補助者」という。）は、各運用所属の次席、副隊長、副署長又は次長をもって充てる。

(2) 運用管理補助者は、被害者支援システムの適正かつ円滑な運用について、運用管理者を補助するものとする。

5 被害者支援システム取扱責任者

(1) 運用管理者は、被害者支援システムの適正かつ円滑な運用を図るため、運用所属に被害者支援システム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとし、運用管理者の指定した者をもって充てる。

(2) 取扱責任者は、適正かつ円滑な被害者支援システムの使用、管理等に当たり、運用管理者及び運用管理補助者を補佐するものとする。

6 被害者支援システム利用者

被害者支援システム利用者は、アクセス権者とする。

第5 被害者支援システムの業務内容

1 事案情報登録

(1) 事案関連各種登録

被害者支援システムは、事件管理システムと交通事故情報総合管理システム（以下「他システム」という。）と連動し、被害者支援員運用要綱で定める支援対象にかかる事案を自動的に抽出することにより、支援漏れを防止することとしている。

このため、被害者支援員及び被害者連絡担当者（以下「支援員等」という。）の運用に関し、その必要性をはじめとして、次に掲げる項目を登録する。

ア 事案連携登録

他システムから自動抽出した事案について、支援対象事案か否かを検討し、登録する。

イ 事案関係登録・修正

支援員等の運用の要否の決定及び支援員等を運用しようとする事案内容に関し必要な項目を登録する。

ウ 関係者登録・修正

支援員等を運用しようとする場合に、被害者等の支援対象者を登録する。

エ 支援員等登録・修正

運用しようとする支援員等を登録する。

オ 初診料等費用支出状況登録・修正

初診料等費用支出を行った場合に、その情報を登録する。

(2) 事案新規・更新登録

他システムのデータ登録の遅延等により、(1)アにより難しい場合に、被害者支援システムに直接事案データを登録する。

2 被害者支援登録

支援員等が被害者等の支援に従事した結果に基づき、次に掲げる項目を登録する。

(1) 支援実施登録

指定被害者支援員が、実施した支援等の内容を登録する。

(2) 連絡実施登録

指定被害者連絡担当者が、実施した連絡等の内容を登録する。

(3) 訪問・連絡実施登録

地域警察官が、実施した訪問・連絡活動等の内容を登録する。

第6 目的外の使用禁止

被害者支援システムは、被害者等の支援業務の適切な運用及び管理の効率化を図ることを目的とするものであり、本目的以外で使用し、又は使用により得た情報を提供してはならない。

第7 登録データの保存期間

被害者支援システムに登録したデータの保存期間は、被害者支援及び被害者連絡の終結から5年とする。

第8 運用時間

被害者支援システムの運用は、原則として24時間とする。ただし、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りでない。

第9 障害発生時の措置

- 1 システム障害の発生を認知した者は、直ちに被害者支援システムの使用を中止し、警務部警察相談課（以下「警察相談課」という。）へ報告すること。
- 2 警察相談課、警務部情報管理課及び各運用所属は相互に緊密な連絡を取り、それぞれ適切な措置を行うこと。
- 3 被害者支援システムの使用は、障害の回復を待って行うこと。

第10 情報管理の徹底

- 1 被害者支援システムにおける個人情報の取扱いについては、システム訓令及びこれに基づく規程に定めるところにより、その安全の確保に努めなければならない。
- 2 被害者支援システムの情報セキュリティについては、セキュリティ訓令及びこれに基づく規程に定めるところによる。

なお、被害者支援システムに係る情報の分類は、次表のとおりとする。

	機密性	完全性	可用性
情報の分類	2（中）	2（高）	2（高）

第11 その他

被害者支援システムの運用その他必要な事項は、別に定めるものとする。